

令和7年度新規就農等の受入体制確保に係る調査業務 基本仕様書

1 委託事業名

令和7年度新規就農等の受入体制確保に係る調査業務

2 業務の目的

(1) 新規就農者等マッチング支援及び参入等促進調査

市町村において、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が策定されたが、将来の受け手が不在となっている農地が多く、遊休農地化が懸念されている。

将来の受け手が不在となった要因として、人口減少等に伴う担い手不足や高齢化・後継者不足があり、地域計画において将来の受け手を位置付けていくためには、新規就農や法人の新規参入、既存の担い手農家等の規模拡大（以下「新規参入等」という。）の推進を図っていく必要がある。

しかしながら、新規参入等に当たって必要となる情報が集約されていないことや、他地域からの参入に当たっては、様々な障壁があり、なかなか進まないことが課題となっている。

その課題解決に向け、新規就農希望者、法人等の新規参入希望者及び規模拡大を希望する既存の担い手農家（以下「新規就農者等」という。）と受け手不在の農地のマッチングを支援するため、市町村・農業委員会・農業協同組合・県等各セクションに必要となる情報を調査・整理し、指針を策定する。

なお本県は令和7年度から、就農支援情報を載せた「就業支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を構築することとしており、調査・整理した情報で公表可能なものはプラットフォームに掲載する。

また、他地域からの参入（他業種からの参入を含む）については、参入に当たっての障壁やその障壁に対する解決策等の情報を調査・整理し、他地域からの参入等に向けた指針を策定する。

(2) 都市近郊地域における産地直売所の活性化及び将来ビジョン調査

本県は農業が盛んで、産地と消費地が近いという特色から、農産物直売所の年間販売金額が全国1位で、多くの消費者が産地直売所を利用する風土がある。また、産地直売所は小ロットでも出荷可能であるため、新規就農者等の重要な販路の1つである。一方で、都市近郊地域における産地直売所では、生産者の減少等により、品揃えが少ない、販売量の減少等の課題を抱えている。

そこで、プラットフォームにおいて新規就農者等と産地直売所のマッチングを支援するため、新規就農者等が産地直売所へ出荷するにあたり必要となる情報を調査・整理する。

また、将来的にも地域農業活性化の拠点として産地直売所を活用していくため、産地直売所における現状及び課題を整理し、産地直売所の将来ビジョンをとりまとめる。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務の内容

(1) 新規就農者等マッチング支援及び参入等促進調査

ア 調査業務

(ア) 新規就農者等のマッチング支援

新規参入等に必要となる情報項目について、プラットフォーム等での情報提供が可能か調査するとともに、可能な場合は、情報を収集・整理する。

なお、調査内容・方法については、受託者の提案をもとに委託者と協議のうえ決定する。

ただし、以下の項目については、必ず調査内容に含むものとする。

a 調査対象

県内市町村、農業委員会（事務局を含む。以下同じ。）、農業協同組合、土地改良区

b 調査項目

・マッチングに必要な情報

例：土地の情報（地目・面積・地代等）、
水や施設（ハウス）等の利用に関する情報、
研修等の支援に関する情報

・上記の情報項目の情報提供の可否

・情報提供が可能の場合、その提供可能範囲及び公表可否

・情報項目の更新可能頻度

(イ) 他地域からの参入等に対する意識調査

他地域からの参入等に対する意識を調査する。なお、調査内容・方法については、受託者の提案をもとに委託者と協議のうえ決定する。

a 調査対象

県内市町村、農業委員会、農業協同組合

b 調査項目

・他地域からの参入の希望の有無

・参入を希望する場合、求める要件

（作目、権利設定（利用権・所有権、期間）、経営規模等）

・参入を希望しない場合、その理由

(ウ) 他地域からの参入等の促進に向けた調査

他地域からの参入等を経験した市町村や法人等に対して、参入に当たっての障壁や解決策等を調査する。調査内容・方法については、受託者の提案をもとに委託者と協議のうえ決定する。ただし、以下の項目については、必ず調査内容に含むものとする。

a 調査対象

・他地域からの参入等を経験した市町村、農業委員会（他の都道府県を含む）

なお、経験には参入に成功した事例だけでなく、障壁により参入に至らなかった事例も対象とする。

- ・他地域への参入を行った法人等（他の都道府県を含む）

b 調査項目

【市町村・農業委員会】

- ・参入希望時に行った調整業務
（地域への説明、情報収集、法人への説明）
- ・参入時及び参入後に生じた課題及びその解決方法又は解決に至らなかった理由

【法人等】

- ・参入希望時に行った調整業務
（行政・地域への説明、労働力、販路の確保）
- ・参入時及び参入後に生じた課題及びその解決方法又は解決に至らなかった理由

イ 指針案の作成

上記アの調査結果を踏まえ、新規就農者等のマッチング支援及び他地域からの参入等の促進に向けた指針案を作成する。なお、指針案の内容については、受託者の提案を基に、委託者と協議のうえ、決定する。

ウ 留意事項

- （ア）調査対象へヒアリング調査を実施する場合は、日程調整は受託者が行い、日程については委託者と共有すること。
- （イ）調査内容については、中間報告を行うものとする。中間報告の時期については、調査の進捗状況等を踏まえ、委託者と協議のうえ、決定する。
- （ウ）中間報告を踏まえ、新たに項目を追加する必要があると認められた場合は、追加で調査を行うこと。

（2）都市近郊地域における産地直売所の活性化及び将来ビジョン調査

ア 調査対象

委託者が指定する尾張地方の産地直売所 13 か所以上

イ 調査内容

（ア）産地直売所と新規就農者等のマッチング支援調査

新規就農者等が出荷する際に必要となる産地直売所の情報について、調査し整理する。なお、調査内容・方法については、受託者の提案をもとに委託者と有識者等と協議のうえ決定する。ただし、以下の項目については、必ず調査内容に含むものとする。

- ・取扱品目
- ・出荷手数料
- ・出荷時間、出荷場所
- ・出荷規格
- ・WEBでの情報公開の可否

(イ) 都市近郊地域における産地直売所の将来ビジョンの提案

a 産地直売所の調査

産地直売所の現状及び課題について調査・分析する。なお、調査内容・方法については、受託者の提案を基に委託者と有識者等と協議のうえ決定する。ただし、以下の項目については、必ず調査内容に含むものとする。

- ・管理、運営主体
- ・営業日、営業時間
- ・出品者数、年齢構成

b 提案書の作成

aの結果及び地域特性（土地利用、交通、産業、農業、観光、人口動態等）及び有識者等の意見を踏まえ、今後10年程度における都市近郊地域の産地直売所の将来ビジョンである提案書を作成する。

c 有識者会議の開催

bで作成した提案書について協議する会議を開催する。なお、出席者については委託者と受託者が協議のうえ決定する。また、日程調整、会場選定及び資料準備等の会議の開催に必要な事項は受託者が行うこととする。

ウ 留意事項

産地直売所へヒアリング調査を実施する場合は、産地直売所との日程調整は受託者が行い、日程については委託者と共有すること。

5 実績報告書の提出

委託業務終了後、委託業務完了報告書（実績報告書）を契約期間内に提出すること。

(1) 提出部数等

ア 委託業務完了報告書（実績報告書）（成果物を含む）（A4縦版、横書き）
3部

イ アの電子データ（電子メール添付又はCD-R等の記憶媒体で提出）一式

(2) 提出先

愛知県農業水産局農政部農業振興課 利用集積グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

E-mail: nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

実績報告書は、委託者と内容を検討の上、作成すること。

6 その他

- (1) 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行う。
- (4) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (5) 委託者の職員は、随時、委託事業の実施に立ち会うことができるものとする。
- (6) 採用された企画の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 委託業務完了報告書、請求書については委託者が別途用意する様式を使用すること。